

解体等工事の際は石綿の事前調査・ 結果の報告・掲示が必要です!

建築物等の解体・改修工事を行う際は、石綿(アスベスト)含有建材について事前調査をし、石綿含有建材の有無にかかわらずその結果を掲示しなければなりません(大気汚染防止法第18条の15第5項)。令和4年4月からは、下記該当の場合に事前調査結果の報告も必要です。

届出対象： 建築物解体…床面積 80 m²以上
建築物改修(リフォーム)…請負代金合計 100 万円以上(税込)
工作物解体・改修…請負代金合計 100 万円以上(税込)

※ 報告は原則、石綿事前調査結果報告システム
<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp> から実施



どのような工事が対象ですか?

建物本体のほか、煙突や給排水設備など建築物全般について解体・改造・補修を伴う建設工事を行う場合が対象です(一部工作物も対象)。

事前調査を行う際のポイントは?

- 調査は石綿建材を熟知している者が実施してください
※ 令和5年10月からは建築物石綿含有建材調査者もしくはアスベスト診断士のみが調査を実施できます。
- 設計図書の確認だけでなく現地調査を併せて行ってください。
※ 平成18年9月1日以降に工事着手した建築物の解体等工事など、大気汚染防止法の特定工事に該当しないことが明らかな一部の建設工事はその旨を掲示に記載します。
- 過去に実施した建材分析結果がある場合は、実施時期にご注意ください。
※ 平成20年2月5日以前に実施した分析結果のみでは調査が不十分な場合があります。「石綿6種類、0.1%超」を対象とした分析であるかを確認してください。

発注者に書面で説明しましたか?

石綿の事前調査結果は、掲示・報告するだけでなく、法定事項を発注者に書面で説明することが必要です。

事前調査結果はどのように掲示する？

大気汚染防止法では、次の事項を掲示する必要があります。

- ◇ 事前調査の結果
- ◇ 解体等工事の元請事業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- ◇ 事前調査を終了した年月日
- ◇ 調査、分析を行った者の氏名又は名称及び住所
- ◇ 解体等工事が特定工事に該当する場合は、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料（吹付け石綿その他の石綿を含有する建築材料）の種類

※ 特定建築材料には、成形板や仕上塗材、下地調整材を含みます。

※ 石綿障害予防規則等の掲示版と兼ねても構いませんが、上記の必要事項を記載してください。

※ 吹付け材・保温材等の場合は、大防法・環境確保条例にもとづく届出を行った旨等を記載した届出事項等の掲示が必要です。

◆事前調査結果の掲示例（石綿含有建材がある場合の記入例です）

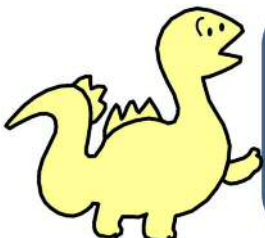
（品川区 HP <https://www.city.shinagawa.tokyo.jp> からダウンロード可能です）

石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材の除去等作業(届出非対象)記入例 ※ 掲示サイズはA3(横420mm以上、縦297mm)以上

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ		令和4年度・LV3/塗材用															
<p>本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行っています(注)。 石綿障害予防規則第3条第6項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第2号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。</p>																	
<p>事業場の名称: ○○○○解体工事作業所</p> <table border="1"> <tr> <td>調査終了年月日</td> <td>○○○年○○月○○日</td> <td>発注者等(大気汚染防止法による届出者)</td> <td>○○○年○○月○○日</td> </tr> <tr> <td>看板表示日</td> <td>○○○年○○月○○日</td> <td>氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)</td> <td>○○○年○○月○○日</td> </tr> <tr> <td>解体等工事期間</td> <td>○○○年○○月○○日 ~ ○○○年○○月○○日</td> <td>○不動産㈱ 代表取締役社長 ○○ ○○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間</td> <td>○○○年○○月○○日 ~ ○○○年○○月○○日</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	調査終了年月日	○○○年○○月○○日	発注者等(大気汚染防止法による届出者)	○○○年○○月○○日	看板表示日	○○○年○○月○○日	氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)	○○○年○○月○○日	解体等工事期間	○○○年○○月○○日 ~ ○○○年○○月○○日	○不動産㈱ 代表取締役社長 ○○ ○○		石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間	○○○年○○月○○日 ~ ○○○年○○月○○日			<p>住所 東京都○○区○-○</p> <p>元請業者(特定工事の施工者かつ調査者) 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○ ○○</p> <p>住所 東京都○○区○-○</p> <p>現場責任者氏名 ○○ ○○ 連絡場所 TEL:03-XXXX-XXXX</p> <p>○○ ○○ を石綿作業主任者に選任しています。</p> <p>調査者(分析等の実施者) 氏名又は名称 【事前調査・試料採取を実施した者】 ①一般建築物石綿含有建材調査者 ○○環境(株)氏名 ○○○○ 登録番号 ○○○○ 住所:東京都○○区○○-○○</p> <p>【分析を実施した者】 ②○○環境分析センター 氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○ 住所:埼玉県○○市○○-○○</p> <p>その他必要な事項</p>
調査終了年月日	○○○年○○月○○日	発注者等(大気汚染防止法による届出者)	○○○年○○月○○日														
看板表示日	○○○年○○月○○日	氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)	○○○年○○月○○日														
解体等工事期間	○○○年○○月○○日 ~ ○○○年○○月○○日	○不動産㈱ 代表取締役社長 ○○ ○○															
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間	○○○年○○月○○日 ~ ○○○年○○月○○日																
<p>【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査 【調査箇所】建築物全体(1階~3階)</p> <p>調査結果の概要(部分と特定建築材料の種類)</p> <p>【石綿含有あり】 外壁 石綿含有仕上塗材 クリソタイル 1階 軒天 石綿含有珪酸カルシウム板第1種 クリソタイル 2階 事務室・会議室A 床 ビニル床タイル クリソタイル 1~3階 床 ビニル床タイル③、ビニル床シート④、天井:岩綿吸音板⑤、</p> <p>【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照 1階 倉庫 吹付けロックウール⑥ 1~3階 床 ビニル床シート⑤、壁:珪酸カルシウム板第1種④、天井:岩綿吸音板⑤、 その他の建材④⑤</p>	<p>石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法</p> <p>石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法 (除去)・その他</p> <p>石綿含有成形板等 (例)フレキシブルボードは原形のまま取り外す。ビニル床タイルは湿潤化しながらパール等で除去を行う。石綿含有珪酸カルシウム板第1種は作業場を養生シートで養生(隔離)し、湿潤化しながらパール等で除去を行う。</p> <p>特定粉じんの排出または飛散の抑制方法</p> <p>石綿含有仕上塗材 (例)剥離剤併用手工具ケレン工法、外周を養生シートで養生(隔離)し、除去を行う。</p> <p>使用する資材及びその種類 ・湿潤用薬液:○○○○・固化用薬液:○○○○ ・養生シート(厚さ:床Omm、その他Omm)・接着テープ 等</p> <p>備考:その他の条例等の届出年月日 品川区建築物の解体工事計画の事前周知に関する指導要綱(○○○○年○○月○○日届出)</p>																

(注)工事にかかる部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事、もしくは諸具金額100万円以上の建築物の改修等工事の場合

2022年3月更新



お問い合わせ：品川区環境課指導調査係
TEL：03-5742-6751
FAX：03-5742-6853



令和4年3月改訂